

役員選考に関する事務取扱規程新旧対照表

新	旧
<p>第2条 次年度の<u>会長</u>及び監事の候補者は、役員選考委員会（以下「委員会」という。）が選考するものとする。</p> <p>第3条 <u>会長</u>及び監事の候補者の選考過程は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 委員会は、規約第11条に規定する理事会であって、会長が毎年<u>3</u>月に開催する<u>理事会（以下「事前理事会」）</u>において、会長及び監事の候補者に立候補した者及び理事のうちから、会長の候補者1名以上及び監事の候補者2名以上を選考により<u>選出及び提示し、正式な候補者としての承認を得る。この場合において、会長の候補者が1名を超える場合及び監事の候補者が2名を超える場合は、委員会の行う選挙により、事前理事会出席者を選挙人として一人一票の投票を行い、会長については有効投票の過半数の同意（有効投票の最多数が過半数に達しない場合は、上位2名による決選投票を行う。）を得た者、監事については有効投票の得票2位までの者を、会長及び監事の正式な候補者として事前理事会で承認を得た者とする。</u></p> <p><u>削除</u></p>	<p>第2条 次年度の<u>会長、副会長、会計（以下「執行部」という。）</u>及び監事の候補者は、役員選考委員会（以下「委員会」という。）が選考するものとする。</p> <p>第3条 <u>執行部</u>及び監事の候補者の選考過程は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 委員会は、規約第11条に規定する理事会であって、会長が毎年<u>1</u>月に開催する<u>理事会</u>において、会長及び監事の候補者に立候補した者及び理事のうちから、会長の候補者1名以上及び監事の候補者2名以上を選考により<u>選出し、提示する。</u></p> <p><u>(2) 前号の会長及び監事の候補者は、会長が毎年3月下旬に開催する理事会（以下「事前理事会」という。）において正式な候補者としての承認を得るものとする。この場合において、会長の候補者が1名を超える場合及び監事の候補者が2名を超える場合は、委員会の行う選挙により、事前理事会出席者を選挙人として一人一票の投票を行い、会長については有効投票の過半数の同意（有効投票の最多数が過半数に達しない場合は、上位2名による決選投票を行う。）を得た者、監事については有効投票の得票2位までの者を、会長及び監事の正式な候補者として事前理事会で承認を得た者とする。</u></p>

新	旧
<p><u>(2)</u> 事前理事会で承認を得た会長の候補者は、副会長の候補者及び会計の候補者を指名し、事前理事会に諮り、承認を得るものとする。</p> <p><u>(3)</u> 委員長は、事前理事会で承認された候補者を第10条に規定する総会（以下「総会」という。）に諮り、総会の議決により、次年度の役員となるものとする。</p>	<p><u>(3)</u> 事前理事会で承認を得た会長の候補者は、副会長の候補者及び会計の候補者を指名し、事前理事会に諮り、承認を得るものとする。</p> <p><u>(4)</u> 委員長は、事前理事会で承認された候補者を第10条に規定する総会（以下「総会」という。）に諮り、総会の議決により、次年度の役員となるものとする。</p>
<p>改正理由</p> <p>従前の規程に基づく役員選考では、年度末に役員候補決定となるスケジュールとなり、次年度へ向けた円滑な引継ぎ及び、次年度事業計画及び予算へ新年度役員の意向が反映されにくい状態であるため。</p>	